

今月の Twitter 2015 年 6 月 (抜粋)

今月の「つぶやき」を抜粋で集めました。

【5 月 27 日】

経営改善が必要な中小企業に対して、銀行や顧問税理士からは支援策が積極的に説明されていません。どうすれば経営者の耳に届くのか。

『いざ！経営改善計画』

<http://ameblo.jp/matsui-jicpa/entry-11888630121.html>

【6 月 1 日】

監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行が増えています。安易に移行を決めてよいものでしょうか。

『監査等委員会設置会社への移行検討』

<http://ameblo.jp/matsui-jicpa/entry-12021068323.html>

【6 月 2 日】

年金情報の流出。不正アクセスによって、125 万件が外部に漏れました。パスワードを設定していなかったため。先日、年金記録回復作業を終了すると発表したばかりです。

国民の信頼回復はいつになるのか？

【6 月 3 日】

32 万 5000 人。がんの治療を受けながら働いている人の数です。医療の進歩により、がんは掛かっても生きられます。しかし、働く環境は厳しいのが現状です。

がん患者が普通に働けるような職場、社会であってほしい。

【6 月 4 日】

プチ同窓会。学生時代の友人と 3 人だけの同窓会をしました。たわいのない話に花が咲きま。うち一人とは卒業後初めて会いました。

【6 月 7 日】

ブログを更新しました。ご近所に挨拶するぐらいで地域に縁のなかった男が PTA にデビュー。

『PTA 歴代会長会』

<http://ameblo.jp/matsui-jicpa/entry-12034948176.html>

【6月9日】

なでしこジャパン。FIFA女子ワールドカップ2015に、いよいよ日本が登場します。腐敗が表面化したFIFA。純粋にスポーツで感動したい。ガンバレ日本！

【6月13日】

下請中小企業自立化基盤構築事業の公募。近畿経済産業局では、2以上の特定下請事業者が有機的に連携し新たな事業活動を行うことにより、売上を特定の取引先に依存している状態を改善し、経営の安定に寄与することを目的とした補助事業計画の募集を行っています。

【6月14日】

心持ちが大事。この頃強く思います。人を羨んだり、お金を求めたり、自分への評価が低いと怒ったりすることよりも、現状に感謝できれば幸せを感じます。すると、他人にも幸せを分けてあげられます。心の持ちようで人生が変わります。

【6月15日】

下請小規模事業者等新分野需要開拓支援事業の公募。近畿経済産業局では、取引先の生産拠点が閉鎖・縮小された影響により売上げが減少した下請事業者が、取引先の多様化を図り、経営の安定に寄与することを目的とした補助事業計画の募集を行っています。

【6月16日】

全国で開催。下請中小企業自立化基盤構築事業の公募、下請小規模事業者等新分野需要開拓支援事業の公募は、近畿経済産業局だけが実施しているわけではありません。

各地の経済産業局で行われています。どうぞお問い合わせを。



【6月17日】

ブログを更新しました。株主総会において、自身の投資判断に役立てるために株主は質問をします。

『平成27年6月株主総会における想定質問』

<http://ameblo.jp/matsui-jicpa/entry-12039557805.html>

【6月18日】

HP「トピックス」へのダイレクト・リンクです。この図解を見ないと理解が進みません。

『**図による完全理解！公益法人定期提出書類 別表H**』

<http://matsui-jicpa.com/pdf/20131128.pdf>

【6月19日】

定期提出書類。公益法人、移行法人の皆さん、提出期限が近づいています。作成に際してのご不明点は、遠慮なくお問い合わせください。

【6月20日】

お墓参り。父と話していて思い立ちました。桑名まで行って来ます。

【6月21日】

ドッチビー大会。東住吉区スポーツ推進協議会により今年度から始まる行事です。

ドッチビー＝ドッチボール＋フリスビー。本校が出場する大会が今日開催されます。

【6月22日】

公益法人に対する立入検査は、事業の運営実態を確認するという観点から行われます。

財務3基準への理解は十分ですか。収支相償とは？

『**公益法人立入検査の総括**』

<http://ameblo.jp/matsui-jicpa/entry-11962849253.html>

【6月24日】

別表H。作成者にとってわかりにくいから間違いも多い。でも図解があるから大丈夫です。

『**公益法人の必須書類作成方法を図により完全理解！定期提出書類 別表H**』

<http://ameblo.jp/matsui-jicpa/entry-11713084911.html>

【6月25日】

生産性向上設備投資促進税制。有形固定資産を取得する際に一定の要件を満たせば、即時償却や税額控除ができます。ソフトウェアやリースの場合でも可。永続する制度ではありません。

つぶやきは、ブログやホームページにおいても適時にご覧ください。